

# 第 35 回千曲市都市計画審議会

## 議 事 録

令和 6 年 1 月 23 日  
千曲市都市計画審議会

## 第 35 回千曲市都市計画審議会議事録

○ 開催日時

令和 6 年 1 月 23 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分まで

○ 開催場所

千曲市役所 5 階 第 1 委員会室

○ 出席者

委員 11 名 ※欠席者 1 名

随行者 1 名

葛尾組合 1 名（葛尾組合事務局長）

市 9 名 幹事 1 名（企画政策部長）

説明員 2 名（環境課長、環境課リサイクル推進係長）

事務局 6 名（建設部長、都市計画課長、同課計画係長、  
同課施設係長、同課計画係員 2 名）

1 開 会（都市計画課長）

2 会長あいさつ（武井会長）

3 議 事

**（1）調査審議 千曲都市計画ごみ焼却場（葛尾組合ごみ焼却施設）の変更 及び千曲都市計画ごみ処理場（葛尾組合新リサイクル施設）の決定について**

事務局： ・都市計画を決定及び変更する経緯と理由について、改めておさらいをした。事業としては、現在廃炉となっている葛尾組合の旧ごみ焼却施設を解体し、その後利用として、新たにリサイクル施設を建設するというもの。また、建設に当たっては、法令上、都市計画決定をする必要があるため手続きを進めたいというものである。

- ・前回（第 34 回）審議会で提示した計画書に一部内容変更があった旨を説明した。変更内容は、スケジュールである「都市計画の策定の経緯の概要」が、手続きの進捗により、一部に具体的な日付が入ったというものである。

- ・計画素案中の「都市計画の策定の経緯の概要」を用いて、手続きの進捗について説明した。

○10/2 市都市計画審議会にて、事務局案により手続きを進める

ことについて承認いただいた。

○10/13 県知事事前協議。

○11/20 事前協議に対して、県知事名にて異存ない旨の回答有。

○11/30 素案閲覧と公聴会の開催について公告。

○12/1 から 12/22 までの間、素案閲覧を実施。

○1/14 に予定していた公聴会は公述申出が無かったため中止。

・坂城町についても同様の手続きを取っており、滞りなく手続きは進行している旨を報告した。

・今後のスケジュールについて説明した。

○1/25 県知事本協議。

○1/26 から 2/8 まで計画案の縦覧。意見書も受け付ける。

○次回審議会において、計画決定及び変更について諮問を受け、答申を行う。

○3 月下旬に変更及び決定を告示。

・『県知事事前協議により「異存なし」として回答を受けたこと』、また『素案閲覧において住民及び関係者等からの公述申出が無かったこと』この 2 点を踏まえて、計画素案から内容変更することなく、計画案として手続きを進めたい旨をお伝えした。

#### 【以下、質疑応答】

- 委員 A :
- ・今回の（旧ごみ焼却施設の）取り壊しについては、千曲市と坂城町の（葛尾組合の）単独事業となるのか？それとも県あるいは広域連合の負担があるのか？
  - ・また、県あるいは広域連合と、費用面について検討したことがあるのか？（広域連合の）費用負担を考えて、新しい施設に自己資金を充て、我々の（葛尾組合の）負担軽減がなされればよいと考えるが、そうした経過については如何か？
- 説明員 :
- ・今回の事業は、現在の旧ごみ焼却施設を解体し、新しい施設を建築するといった 2 つのプロジェクトが合体したものであり、それぞれの費用について予算化している。
  - ・解体費用については、現段階の概算費用として、約 11 億円（消費税込）を最大として見込んでいます。
  - ・財源については、1/3 を国の循環型社会形成推進交付金の活用を予定しており、2/3 は葛尾組合において解体のために積み立てた資金を充当していく計画である。

- ・広域連合に対して、負担を求めた経過があるかどうかについては承知していない。
- 委員 A：　・国の援助（補助）ということは、県は広域的な取り組みを認めて、国の補助が適用されるようサポートするという解釈でよろしいか？
- 説明員：　・計画自体、広域連合が主体となっている部分があり、広域連合で策定した解体を含めた事業計画に対して国が支援をしていくという建付けとなっている。そうした意味では、広域連合からも十分に支援をいただいていると解釈している。
- 委員 A：　・了解した。ありがとうございます。
- ・「千曲都市計画ごみ焼却場（葛尾組合ごみ焼却施設）の変更」「千曲都市計画ごみ処理場（葛尾組合新リサイクル施設）の決定」については、事務局説明の通り、手続きを進めることについて承認された。

#### 4 その他

- ・事務局から、2点報告を行った。
- 【報告事項1 都市計画道路一重山線の変更及び屋代東線の廃止について】
- 前回の審議会において提示した計画書の内容から、県担当部局との協議を経て、細かい表現等を訂正した計画書を作成したので提示する。「予定」として示したスケジュールが、県との協議の中で詳細に整ってきた。
  - 長野県決定分である(都)一重山線については、昨年12/6付けにて県知事宛てに変更案の申し出をした。
  - 千曲市決定分である(都)屋代東線については、12/1付けにて県知事宛てに事前協議を行い、本年1/9付け県知事名にて「異存ない旨」の回答をいただいた。
  - 両計画は関連する内容であるため、県担当部局と調整しつつ、同時に手続きを進めており、1/11付けで素案の閲覧及び公聴会の開催を両方で公告した。1/12から2/2までの間、千曲市役所、県庁、県千曲建設事務所の3か所で素案の閲覧を実施する。また、公述申出の希望がある場合は1/26までに申し出ることとしている。
  - 次回の審議会では、閲覧や公述申出の状況について報告し、それらを踏まえた計画案の提案を行う予定。
- 【報告事項2 都市計画道路千曲線の変更について】
- 前回の審議会において、説明会や現地調査の実施を報告し、ルート選定のため

の作図作業を実施している旨をお伝えした。

- 市では、現地調査結果を踏まえたルート案を3案作成し、地元において12/8、9にオープンハウス形式の説明会を開催し、住民等から直接意見をいただいた。
- 現在は、当初作成した3案に加えて、意見や状況を踏まえたルート案をさらに作成している。また、関係団体と協議を進めつつ、経済性や現実性などの比較検討を行い、慎重にルート選定を行っている。
- 次回の審議会では、確定したルートを説明会で地元の皆さまに説明する前に、審議会委員の皆さまにご審議いただく予定である。
- ・事務局から、次回の審議会の予定日を連絡した（令和6年3月18日（月）を予定）。
- ・委員Aから、以下の趣旨の発言あり。

「(審議中の案件について) 相当な費用が掛かるはず。市の財政が厳しい中、一般会計のその他事業の予算にしわ寄せがくるのではないか。出来るだけ費用負担を少なくする努力は当然あるべき。事業費をどの期間でどう償却していくのか。おおよそどの程度費用が掛かるのかを、事務局が示したうえで、参考にして審議を行うべき」
- ・委員Bから、以下の趣旨の発言あり。

「千曲線の場合はまず路線確定の話であり、具体的な費用面はまだ想定されていないはず。ある程度内容が固まってくれば、期間や金額が出てくる。その時は又詳しく説明願いたい」
- ・事務局より、下記の通り回答した。

「審議に必要な事項を参考に示すことが必要というご意見をいただいた。おっしゃる通りと認識している。都市計画の決定において、事業施行者や費用、スケジュール等の計画は必要とされない。しかし、調査審議の過程でご質問いただくことがあれば、可能な範囲で説明して参りたい」

## 5 閉 会（都市計画課長）

以上